

12月4日(火)～10日(月)は「人権週間」、12月10日(月)は「人権デー」

12月4日(火)～10日(月)は、法務省と全国人権擁護委員連合会が定めた「人権週間」、12月10日(月)は世界人権宣言が採択されたことを記念して国際連合が定めた「人権デー」です。
市は、平成20年12月18日に「人権都市」を宣言しています。

【人権都市宣言】

すべての人は、生まれながらにして自由かつ平等に生きる権利を有しています。しかし、現実には、差別や虐待などで基本的権利が不当に侵される人権問題が発生しています。

私たち上越市民は、出身、障害の有無、性別、年齢、国籍等いかなる理由を問わず、市民一人ひとりをかけがえない存在として尊重します。

そして、お互いに相手の立場に配慮し思いやりにあふれた、安全で安心して暮らすことのできるまちの実現に努めます。

人権条例の制定から10年が経過し、世界人権宣言60周年及び人権の尊重を基本理念の一つとした自治基本条例の制定年にあたり、あらためてすべての市民が人権尊重の理念を深く理解し、人権問題の解決のために積極的に実践することを誓い、ここに「人権都市」を宣言します。

上越市

市では、法務局や人権擁護委員と協力し、市民の皆さんの人権に関する相談をお受けしているほか、市民の皆さんから人権について考えていただく事業を実施しています。

■人権擁護委員による人権相談

上越人権擁護委員協議会は、新潟地方方法務局上越支局内に「常設相談所」、定期的に地域を巡回する「特設人権相談所」を開設しています。「特設人権相談所」の日程は、広報上越や市ホームページでお知らせしています。

【常設相談所】

▶とき…月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分(祝日、年末年始を除く) ▶相談電話番号…☎025-525-4163

■拉致問題写真パネル展

北朝鮮による拉致問題への理解を深め、関心を持ち続けていただくための巡回パネル展です(県と市の共催)。

▶とき・ところ…○12月18日(火)～平成31年1月6日(日)午前9時～午後6時・高田まちかど交流館(旧第四銀行高田支店) ※休館日は12月29日(土)～平成31年1月3日(火) ○平成31年1月8日(土)～20日(日)午前8時30分～午後10時・中郷コミュニティプラザ ○平成31年1月22日(土)～31日(日)午前8時30分～午後10時・吉川コミュニティプラザ



横田めぐみさん

■地域人権懇談会

人権啓発DVDの出張上映会です。町内会や各種協議会、市民活動団体、事業所などの集会や研修会で、「人権」について考えてみませんか。

- ・部落差別、障害のある人の人権、高齢者の人権、女性の人権、子どもの人権など、さまざまなDVDを取りそろえています(上映時間は1本あたり20～40分程度)。
- ・スクリーンや映像機器など上映に必要な機材は市が用意します(費用は不要です)。
- ・会場は団体等でご用意ください。

問合せ…人権・同和対策室(☎025-526-5111、内線1442)

EVENT もよおしのご案内

■郷土の偉人展「明治150年×生誕150年 明治改元の年に生を受けた4人の偉人パネル展」

今年は、明治改元の1868年から150年に当たります。その年に当市で生まれ、郷土の発展に尽力した岡田米吉(中郷区出身)、川上善兵衛(高土区出身)、増村朴斎(板倉区出身)、丸山豊治郎(清里区出身)の功績や生涯を紹介し、入場は無料です。



①岡田米吉 ②川上善兵衛 ③増村朴斎 ④丸山豊治郎 (写真提供:①岡田義一さん、②嵯岩の原葡萄園、③・④上越市公文書センター)

▶とき…12月14日(土)～平成31年1月30日(土)の午前9時～午後10時 ▶休館日…12月17日(日)、29日(土)～平成31年1月3日(日)、21日(日) ▶ところ…ミュゼ雪小町(あすとぴあ高田5階) ▶問合せ…文化振興課(☎025-526-6903)

■もっと知ろう! 「人にやさしいまちづくり」②

今回は、「制度的障壁」について紹介します。(ここで言う「障壁」とは、「人にやさしいまちの実現を妨げるもの」を指します)

■「制度的障壁」とは?

○制度の不備や古くからの慣行

法令・制度等の存在によって、障害のある人などが機会の均等をうばわれることがあります。

【身近にある制度的障壁】

- ・障害があることを理由に資格・免許を取得できない。
- ・点字などによる試験の対応ができないために入學・就職ができない。
- ・性別により給与・昇進に格差がある。



■「制度的障壁」は、どうしたら取り除ける?

「障害者差別解消法」や「男女雇用機会均等法」等のさまざまな制度の趣旨を理解し、個人の状況や特性によって差別せず、平等な機会を保障することが必要です。

このため市では、性別や個人の特性を理由とした差別をしないよう、事業者等に対し啓発チラシの配布や企業訪問を通じた啓発活動を行っています。

また、高齢者や障害のある人などの参加を意識していない地域行事、男性を中心とした町内会などの役員の選任や行事での役割分担などの地域の「慣行」も制度的障壁の一つと言えます。皆さんの身の回りではいかがでしょうか。



(次回は「文化・情報面での障壁」について紹介します)

問合せ…共生まちづくり課(☎025-526-5111、内線1396)

こちらは有料広告欄です